

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国にはB型肝炎、C型肝炎の感染者及び患者が約 350 万人いると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針、注射筒の使い回しや輸血、血液製剤の投与等の医療行為による感染が原因とされる。こうしたことを踏まえ、平成 22 年度、感染被害の拡大を招いた国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が施行され、肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づき種々の肝炎対策が実施されている。

B型肝炎、C型肝炎の患者に対する医療費助成は現在肝炎治療特別促進事業により行われているが、対象となる医療がB型肝炎、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、肝硬変、肝がん患者を初めとして医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、高額な医療費を負担せざるを得ない状況である。

また、国は特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法によって裁判を通じて補償、救済する仕組みを創設したが、カルテや明確な証明が必要なことなどから、現行法により救済される肝炎患者はごく一部にすぎない。

よって、国及び政府においては、肝炎対策基本法に基づいて下記の事項の支援策を講ずるよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
2. 肝疾患にかかる障害認定基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度に改めること。
3. ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 19 日

大津市議会議長 高橋 健 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

あて